

決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

1 日 時 平成27年9月25日（金曜日）
午前9時30分～午後2時51分

2 場 所 委員会室

3 出席委員 高 木 法 生 委 員 長 下 井 克 己 副委員長
竹 岡 昌 治 委 員 徳 並 伍 朗 委 員
荒 山 光 広 委 員 西 岡 晃 委 員
河 本 芳 久 委 員 岩 本 明 央 委 員
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
萬 代 泰 生 委 員 俵 薫 委 員
坪 井 康 男 委 員 秋 枝 秀 稔 委 員
猶 野 智 和 委 員 秋 山 哲 朗 議 長
岡 山 隆 副 議 長

4 欠席委員 な し

5 出席した事務局職員

石 田 淳 司 議会事務局長 野 尻 登志枝 議会事務局係長
大 塚 享 議会事務局係長

6. 説明のため出席した者の職氏名

村 田 弘 司 市 長 篠 田 洋 司 副 市 長
永 富 康 文 教 育 長 波佐間 敏 上下水道事業管理者
田 辺 剛 総 務 部 長 大 野 義 昭 総 務 部 次 長
細 田 清 治 総 務 部 次 長 藤 澤 和 昭 総合政策部長
三 浦 洋 介 市民福祉部長 杉 原 功 一 市民福祉部次長
西 田 良 平 建設経済部長 奥 田 源 良 総合観光部長
綿 谷 敦 朗 総合観光部次長 倉 重 郁 二 美東総合支所長
浜 口 賢 真 秋芳総合支所長 松 野 哲 治 上下水道局長
山 田 悦 子 教育委員会事務局長 末 岡 竜 夫 教育委員会事務局次長
松 永 潤 消 防 長 竹 内 正 夫 財 政 課 長
山 本 幸 宏 収納対策課長 河 村 充 展 高齢福祉課長

福 田 泰 嗣	地域福祉課長	繁 田 誠	観光総務課長
三 戸 昌 子	管理業務課長	矢田部 繁 範	施 設 課 長
小 田 正 幸	監査委員事務局長	末 藤 勝 巳	農業委員会事務局長

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前９時３０分

○委員長（高木法生君） おはようございます。ただいまより、昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開会いたします。本日の午前中は、特別会計について審査を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより審査を始めます。議案第７９号平成２６年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定についてから、議案第８５号平成２６年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定についてまでを、審査いたします。

議案第７９号、まず、国民健康保険事業特別会計決算を議題といたします。執行部より、説明を求めます。はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） それでは、議案第７９号平成２６年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定について御説明いたします。歳入歳出決算書は１３４ページからになります。では、平成２６年度主要施策成果報告書の２０ページをお開きください。国民健康保険事業の平成２６年度決算は、歳入総額３９億４７７万７，０００円、歳出総額３６億４，２６４万９，０００円で、歳入歳出差引は２億６，２１２万８，０００円となります。

下段をごらんください。最初に、イ歳出の主なものを、決算額により御説明いたします。構成比率７２．８％と最も高い割合を占める２保険給付費は２６億５，０１６万７，０００円の支出でございます。ほかに、３後期高齢者支援金等３億４，５３６万２，０００円、６介護納付金１億２，８３１万８，０００円、７共同事業拠出金４億６３６万円で、総額は３６億４，２６４万９，０００円となります。

次に、対前年度比較で増減の多いものについて御説明いたします。１総務費１，１９４万３，０００円の減は、人件費の減額によるものでございます。２保険給付４，１２４万円の減は、被保険者の減少が主な原因でございます。一人当たりの保険給付費は増加しているものの、前年度に比べ被保険者が年度平均で約１０９人減少しておるところでございます。６介護納付金８２０万１，０００円の減は、社会保険診療報酬支払基金よりの請求によるものでございます。７共同事業拠出金２，２７１万円の増となっております。これは、高額な医療費の再保険事業である共同安定化事業に係る拠出金です。歳出合計で３，８６０万１，０００円の減額となります。

次に、上の段、ア歳入の主なものの決算額について御説明いたします。１国民健

康保険税では、6億3,414万1,000円、3国庫支出金5億9,030万3,000円、4療養給付費等交付金1億8,738万円であり、前期高齢者いわゆる65歳から75歳までの方になりますが、この方たちの偏在による保険者間の負担の不均衡を調整する、5の前期高齢者交付金は15億1,740万3,000円で、構成比率38.9%と最も高い割合を占めております。7共同事業交付金3億5,362万7,000円、9繰入金2億3,459万8,000円を一般会計からの繰り入れ、歳入総額は39億477万7,000円となります。

では、対前年度比較で増減の多いものについて御説明いたします。1国民健康保険税では、5,212万円の減。これは、一人当たりの平均保険税が前年に比べ減少していること、これに加え、被保険者の減少によるものでございます。4療養給付費等交付金では、9,211万2,000円の減。これは、退職医療制度に関する交付金で、経過措置により存続している退職制度の被保険者が減少していることによるものでございます。7共同事業交付金1,707万7,000円の増は、高額な医療費の再保険事業である共同安定化事業に係るもので、高額な医療費の実績によるものでございます。10繰入金については、536万5,000円の増額です。これは、職員給与費繰入金が大幅に減少したものの、保険税の軽減制度の拡充による保険基盤安定繰入金が増額したことによるものが主な要因となっております。

以上、歳入の対前年度比較で合計165万9,000円の減となります。一人当たりの平均保険税が前年に比べ減少していること、また被保険者も減少していることにより、国民健康保険税全体の収入が減少しているものの、収納率が高い水準を保っていること、医療費の伸び率が想定より低かったことにより、単年度収支では3,700万円の黒字を計上できました。本年5月31日現在の基金現在額は2億5,703万9,748円でございます。

なお、高齢化の進行、医療水準の高度化などによる医療費の増加は今後も続くものと考えられることから、また平成30年度の医療保険制度改革への対応も踏まえた繰越金の活用と基金の現在額の維持が必要と考えております。

次に、国民健康保険税の収納状況でございます。右のページの上段、(2)国民健康保険税徴収率の状況をごらんください。平成26年度の現年度分、滞納繰越分合計で、調定額8億1,806万円、収入額は6億3,414万1,000円となり

ます。

歳入歳出決算書の135ページの上から2段目をごらんください。不納欠損額1,546万6,943円、収納未済額1億6,845万3,247円となります。前年に比べ、収納未済額は約1,016万円減少することができました。

では、平成26年度主要施策成果報告書の21ページにお戻りください。上段(2)収納率は、現年度分94.8%で対前年度0.6ポイントの減、滞納繰越分15.2%で対前年度1.9ポイントの増となりました。全体で77.5%対前年度0.6ポイントの減となりました。下段の(3)世帯当り・被保険者当たりの平均保険税ですが、平成26年度において1世帯当たり平均保険税は15万5,985円、被保険者1人当たり平均保険税は9万8,494円となり、前年に比べ両方とも減少しております。

(4)被保険者加入状況です。平成26年度年間平均被保険者数は6,528人で、ごらんのとおり減少傾向にあります。1世帯当たり被保険者は1.58人、前年度に比べ0.01人の減となりました。

以上で国民健康保険事業についての決算説明を終わります。

○委員長(高木法生君) 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。はい、岩本委員。

○委員(岩本明央君) 報告書の21ページをお願いいたします。毎年毎年お尋ねするのが、心苦しいような感じなんです、21ページの上のほうの徴収率というのが全体的に77.5%という表ですが、徴収されるのは大変と思いますが、原因——低い原因は、どういう原因があるのでしょうか、教えていただけますか。

○委員長(高木法生君) はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長(杉原功一君) ただいまの委員の御質問にお答えします。収納率につきましては、低いという言葉もありました。確かに過年度分につきましては、調定額も多いことから収納率がなかなか伸びないという状況ではございますが、現年度分につきましては、市部では3位、全体市町を含めましても5位程度の位置にあります。過年度分につきましては、以前にも申し上げたことがございますが、5年の時効というのがございますので、その関係で調定額が太うございます。それに対する徴収ということで、なかなか伸び悩んでいるところでございます。

以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。８点お尋ねいたします。一問一答でお願いいたします。

まず１番として、徴収率が７７％は高い国保税に困っているのが実情だと思いますが、滞納の場合、追徴金が課せられるのでしょうか。それは何％でしょうか、お尋ねいたします。

○委員長（高木法生君） はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） ただいまの御質問にお答えいたします。まず、追徴金ということですが、一般的には延滞金という表現でさしていただいております。これにつきましては、特例基準割合というのがございまして、以前に条例の改正等で御説明しておると思うんですが、その中で特例基準割合をもとにしまして、その年ごとに延滞金の率が変わっております。現在の２７年１月１日以降にはなりますが、ことし１年ということになると思うんですが、納期限後１カ月以内のものにつきましては２．８％、納期限後１カ月以降のものにつきましては９．１％というふうになっております。それ以前については、各年によりまして延滞金の率が違っております。

以上です。

○委員長（高木法生君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） ありがとうございます。５年で……これは収納未済額になるんですけど、５年の場合は……いま回答がありましたかね。５年のときは何パーセント……いくらでしょうか。

○委員長（高木法生君） はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） ただいまの御質問にお答えいたします。５年というのは、先ほどの質問のときにお答えした年数でございます。それと、ちなみにです、過去の利率——延滞金の率を申し上げますと３年以上前については、１４．６％が１カ月を超える期間での延滞金の率となっております。

○委員長（高木法生君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） いま答えがありました、１４．６％とありましたが、これは本当に高いです。なんか、サラ金並じゃないでしょうか。安くしなければなかなか払えないと思います。そして３番目ですが、収納率を見ますと現年度が９４％です

が、滞納繰越分が15.2%では、パーセンテージを下げてしまいますが、古いものから払っていけないのかなと思うんですが、この延滞金ですか、これは免除できれば少しは早く——払いやすくなるのではないかと思います、その14.6もかなりの負担になると思いますが、場合によっては、この延滞金の免除とかできるのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（高木法生君） はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） ただいまの御質問にお答えいたします。先ほどの延滞金のお話もございまして、ちょっともう一度確認させていただければと思うんですが、言われるように古い滞納につきましては、古い利率が、その年にかかります。新しいものについては、新しい利率ということになりますので、同じ滞納につきましても利の計算は毎年ごと出していくというかたちになりますので、例えば20年中の利率、それと21年中の利率、22年中の利率というふうな率を掛け合わせたものを足していくようになりますので、確かに延滞金の率は変わってまいります。ですが、基本的に収納というものが、確かに延滞金の確保は高うございますが、適正な納入の方法といたしましては、現年度分も入れながら過年度分も入れていくほうが、私は適正ではないかと思っております。

そのほかに先ほど御質問のありました、追徴金——延滞金の減免という話でございしますが、これにつきましては、収納対策課とも相談しながら個々のケースでいろいろお話をお伺いいたします。どうしても収められなかった事情、それとか納付誓約をいただきまして、今後定期的にお納めいただくなど、事情を聞きながら、場合によりましては、免除をすることもございます。

以上です。

○委員長（高木法生君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） ありがとうございます。納税相談をすれば、場合によっては免除になっていくということですね。それとですね、国保会計が2億6,000万円の黒字……決算書の最後のこれを見ましたら、2億6,000万の黒字になっておりますが、このうちの4,122万円で1世帯の1万円の引き下げはできると思いますが、そうすれば払いやすくなると思いますが、お考えがありませんでしょうか。お尋ねします。

○委員長（高木法生君） はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） この御質問も以前にもいただいていると思うんですが、2億6,000万、これは黒字という表現でございますが、以前にも黒字という考え方だけではないということを御説明をしたと思います。これは、繰越金ということで、次の年度で、例えば過去にいただきました補助金等の精算、または、いろんなもののお返ししなければいけないお金がある場合に備えていくらかのお金を毎年繰り越しているわけです。そのうえで、税の改正によりまして、いま状態が理想的な状態ではないかと思っておるんですが、いくらかの黒字が出せる状況には持ってきております。その中で、この2億6,000万円をですね、毎年4,000万、これを崩していくことになれば5年は持たないというかたちになります。その先はどうするのかということも考えなければならないと思いますし、繰越金というのは、いま言ったような過年度の調整とかにも使われるお金でございますので、ある程度の一定の金額は必要だと考えております。

以上です。

○委員長（高木法生君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） あのですね、この国保が引き下げられないということなんですけど、これはあれですね、一般会計から他市の状況——他市ていうか……全国的にも見ましたけれど、他市も見ましたが、一般会計からの繰入金で法定外繰入もされていて、自治体独自の減免のために一般会計からの法定額以上の公費を繰り入れてる自治体もあります。こうすれば安くなる——払いやすくなって滞納も少なくなっていて、いま本当に国保世帯は苦しい状況に置かれて——いま先ほど安いと言われましたが、所得から比べれば、本当に圧迫してるんです。こういう面で他市の状況を見ますと、国保料と国保税と二通りありまして、県内で料を使っているのは、山口市、萩市、宇部市、山陽小野田市、長門市などの10の自治体が料になっているんですが、これは変更をお考えでしょうか。どうでしょうか、お尋ねします。

○委員長（高木法生君） はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） これも以前にいただいた御質問だと思います。料と税につきましては、先ほど言いましたように時効の期限等の変更もございますが、それぞれメリット、デメリットがございます。例えば、税につきましては条例で、例えば税金をいくらだとはっきり決めていくという上では、議会の方の御理解をいただいてから、変更ということになりますが、料となりましたら、割とそこまです

かないで、料率なんかを変えることができるものでございます。ですので、どちらがいいか悪いかというのは、当時発足した時にどういうかたちで税にしたのかというのがございますが、よく慎重に考えながらやるべきものではないかと思っております。

以上です。

○委員長（高木法生君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 料にすればですね、2年で保険料も変えていかれると税の場合は5年になると思いますが、その未収……不納決算ですかね、それになっていくのも5年なんですけれど、料にすれば保険料が改定できて払いやすい状況になっていくのではないかと思いますので、それは検討していただきたいと思います。

そして、国保の公営機関に賛成ではないんですけれど、国保料にして市民の負担を軽くしていったほうが、いいのではないかと思います。この公営機関に関連してどのように料にされるかどうかお尋ね……その見解についてお尋ねいたします。

○委員長（高木法生君） はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） ただいまの御質問にお答えいたします。先ほど申しましたとおり、税と料につきましては、また慎重に考えなければいけないというふうに考えておまして、また公営機関につきましては、それが直接料じゃないといけない、税じゃないといけないということではないと思います。以前にも質問をいただいておりますが、県が財政面での主な役割を果たすということになりまして、県のほうから、各市町に対して、いくら保険税をとるかたちになると思われま。それについては、いま税と言いましたが、料もございます。それにつきましては、それぞれの市町で考えるべきものでありまして、税であるか料であるかということについて現在では、どちらにしなければいけないというものでもございません。

それと私が先ほど安いと言ったと言われたんですが、安いという言葉は使っておりませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高木法生君） はい、岩本委員。

○委員（岩本明央君） いま一般会計からの繰入金という話がありましたので、お考えというか、お尋ねいたします。例えば、一般会計には市民税やら固定資産税が入っておると思います。それで例えば、市内にお住まいの民間会社にお勤めの方は保険組合ということで自分たちの保険のほうにも、保険料なり払っておられます。な

おかつ市民税なり固定資産税を一般会計のほうに入っております。それで、その繰入金、一般会計から国保税に——国保会計のほうに入れるっていうことは、御本人たちは、二重の医療のお金を払っておるわけですね。言うこと分かりますか。その点は——ある方と３人くらいと話したことあるんですけど、民間の方と。その辺のことはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（高木法生君） はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） 一般会計の繰り入れでございますが、これは国もしくは、いろんな制度の中で率が決まっております。その法定の中での繰り入れということになっておりますので、基本的には法定外の繰り入れがない限りは、全国の市町村が同じ率で同じようなかたちで、納付するようなかたちになると思います。繰り入れるようなかたちになるようになっております。

以上です。

○委員長（高木法生君） はい、岩本委員。

○委員（岩本明央君） だからいま私が申しました、そういう一般の方は矛盾も感じておられるということは事実と思います。両方、自分ひとりが保険組合にも払っておるし、一部は国保のほうに、市税のほうから国保税のほうにまわっておるという、金額としては、何十円か何百円かぐらいだと思いますけど、そういう矛盾もあるお考えの市民もおられるということを一応御理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 先ほどからちょっとお聞きしとったら、徴収率の問題も出ましたが、もともとこの国保会計、やっぱ受益者負担の公平さをどう保つかというのも大きな柱の一つだと思うんですね。そこでお尋ねなんですけど、あたかも滞納されている方が、高いから払えんのだというようなニュアンスで聞こえたんですが、私はやはり受益者の負担の公平から考えてみると、まず負担させる……この場合は税ですが、税の負担基準に差があるだろうと思うんですね。そこで調整がされているにも関わらず滞納があったから、率が高いからいけないとか、そういうニュアンスに聞こえたんですね。したがって、そうした負担基準がどうなっているか、ちょっと分かりやすく説明をしたほうが私はいいんじゃないかと思います。

以上です。

○委員長（高木法生君） はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） 基本的には税は、いくらほど納めればいいのかということになるわけなんです、国保会計の支出の中で、いろんな法律で定められたお金っていう率がございます。その率で定められたお金を国保特会のほうに入れていただきまして、残りを足りない部分を基本的に税というかたちで考えております。

いまの美祢市におきましては、4税法市ということで、所得割と資産割というのと均等割と平等割とございます。均等割と平等割については、これは応益割、利益を受けるためにおける負担ということになります。これは均等にかかるという考えかたでございます。

そして応能割というのは、それぞれの納税者の担税能力に応じまして、納めていただくことになります。これにつきましては、ある程度、応能割と応益割の比率を同じようにすべきだという考えがございますものですので、ある程度50%に近づけるようなかたちで、応能割と応益割は定めることになります。ただ、その市町村の状況によりまして、例えば固定資産が多い市町村、所得が低い市町村等もございしますので、そのあたりを考えながら定めてるところでございます。特に資産割につきましては、田舎の……田舎と言ってはいいませんが、人口の少ない地域等が資産割が入っているところがございます。市部では、美祢市を含めて3市がございます。これにつきましては今後、県の統一と、県下統一ということになりますので、これも今後考えていかなければならないものと考えております。

以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、観光事業特別会計決算を議題といたします。執行部より説明を求めます。

はい、繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） それでは、議案第80号平成26年度美祢市観光事業特別会計の決算について御説明をいたします。最初に、主要施策成果報告書の22ページをお開きください。

観光事業特別会計の平成26年度決算は、歳入総額5億4,122万3,000円、歳出総額6億2,238万6,000円で、歳入歳出差引額8,116万3,

０００円の歳入不足が生じることから、翌年度の歳入金から繰上充用をしております。

なお、歳入歳出差引額から前年度繰上充用金を除いた単年度収支は、１億９，３５４万６，０００円の黒字となります。

それでは、歳入につきまして御説明いたします。決算書の１５８、１５９ページをお開きください。１款観光収入につきまして、総額は、５億３９２万５，８８５円です。内訳につきましては、秋芳洞観覧料が４億６，７５９万２７６円、大正洞・景清洞の観覧料が２，１６９万２，４５９円、養鱒場収入が１，４６４万３，１５０円であります。２款使用料及び手数料につきましては、総額が２，０９６万６，９６４円であります。使用料の主なものは、広谷駐車場使用料の１，７０９万４００円です。養鱒場使用料は１８５万３，１００円であります。

続きまして１６０、１６１ページをごらんください。３款県支出金は、総務管理費委託金１１３万４，０００円で、秋吉台等自然公園の維持管理業務委託金であります。５款繰入金につきましては、４５３万５，４４６円であります。一般会計繰入金が３３１万７，４４６円、内訳につきましてはトロン温泉等に係ります、市民福祉分の経費及び一般観光施策による減収補填を一般会計から繰り入れたものでございます。

次に、観光事業運営基金繰入金が１２１万８，０００円です。６、諸収入につきましては、総額１，０４２万４，３０４円であります。１６２、１６３ページをごらんください。雑入１，０４２万４５５円のうち、主なものは、秋芳洞の冒険コース利用料７２７万３，５００円であります。

続きまして、歳出の御説明をいたします。１６４、１６５ページをお開きください。１款観光総務費につきまして、歳出総額は２億７，３８１万６，４９８円あります。内訳は１目総務管理費が１億６，９８６万８，７１２円で、そのうち一般管理費が１億４，８６４万２，８９２円です。主なものは、１１需用費が８０５万３，８４９円のうち、光熱水費が３０３万９，７３１円、修繕料が３０５万５，３５３円となっております。１２役務費１，４４８万５，７１８円のうち、観光幹旋等の手数料が１，３６２万４，６１９円、１３委託料６，９６８万１，６２３円のうち、指定管理委託料が６，０７２万８，０００円、秋吉台観光交流センターの総合案内に係る委託料が３０３万１，５６０円となります。１４使用料及び賃借料１，

372万8,158円のうち、借地料が1,039万957円、27公課費1,624万7,800円のうち、消費税及び地方消費税が1,623万3,400円、28繰出金594万800円で、これにつきましては環境衛生事業特別会計繰出金となります。

なお、3職員手当等で予算額721万6,000円に対し、不用額が152万3,238円出ておりますが、業務の見直し等によります、残業手当、休日出勤手当の節減によるものです。11需用費で予算額1,187万9,000円に対しまして、382万5,151円の不用額が出ておりますが、特に消耗品費、印刷製本費等における支出の抑制によるものでございます。

また、12役務費において、予算額2,189万8,000円に対しまして、741万2,282円の不用額となっています。これの主は、観光斡旋手数料の不用額716万8,381円となり、団体観光客の斡旋手数料の支出減によるものでございます。

次に13委託料におきまして予算額7,145万6,000円に対しまして、177万4,377円の不用額となっています。これは、当初予定しておりました観光施設台帳業務委託を収支状況をみて事業中止したことによるものでございます。27公課費の不用額234万7,200円ですが、消費税の支出に備える余剰分になります。

次に施設管理費が2,122万5,820円です。主なものは、11需用費366万3,866円のうち、施設修繕料313万5,683円、13委託料1,680万2,264円のうち、清掃業務委託料が659万2,080円、環境整備委託料が157万1,398円、施設保守委託料が402万5,108円などとなっております。

なお、11需用費で不用額が177万7,134円出ておりますが、主に修繕料の不用額となります。次に13委託料の不用額135万9,736円は、環境整備費委託料等を業務の見直しにより節減をしたものになります。また、15工事請負費の不用額152万8,400円におきましては、必要な工事が発生しなかったことによるものでございます。

続きまして166、167ページをごらんください。2項業務管理費は1億394万7,786円であります。内訳は、1目秋芳洞業務費が6,639万4,92

7円であり、主な支出につきましては、11需用費427万5,241円のうち、光熱水費が374万9,469円、13委託料は4,853万6,475円のうち、秋芳洞案内業務委託料が4,168万6,735円、駐車場業務の委託料が402万3,250円となっております。14使用料及び賃借料640万1,926円のうち、施設機器の借上料が564万4,452円などとなっております。

なお、13委託料の不用額232万4,525円につきましては、繁忙期等における外注経費や秋芳洞案内業務等の委託料の節減によるものでございます。

続きまして、2目大正洞・景清洞業務費につきましては、1,695万7,974円であります。主な支出につきましては、13委託料1,531万9,055円のうち、案内業務委託料が1,406万5,000円となります。3目養鱒場業務費につきましては、支出済額2,059万4,885円となります。主な支出につきましては、168、169ページをお開きください。7賃金の臨時雇用賃金が191万5,007円、11需用費582万1,674円のうち、飼料費433万3,505円、13委託料の養鱒場業務委託料が299万8,390円となります。

○委員長（高木法生君） はい、綿谷総合観光部次長。

○総合観光部次長（綿谷敦朗君） 続きまして、2款観光振興費・1項振興管理費・1目一般管理費でございます。168、169ページをごらんください。主な支出につきまして御説明いたします。9節の旅費については、331万7,393円を支出しております。国際観光を視野に入れた台湾・韓国へのプロモーション活動、国内観光旅行者誘致に係る首都圏・中部圏・関西圏・九州圏への誘致活動への旅費であります。13節委託料につきましては、1,513万2,680円を支出いたしております。主なものとして、美祢市における着地型観光の推進のための着地型観光推進事業819万7,000円、美祢市のおもてなしの仕組みづくりのためのおもてなし力向上推進事業593万5,000円を支出いたしております。

続きまして、14節使用料及び賃借料につきましては、132万5,535円を支出しております。この主なものは、台北事務所の賃借料129万76円であります。

続いて、19節負担金補助及び交付金2,253万2,000円につきましては、主なものとして、美祢市観光協会への観光プロモーション補助金1,604万9,000円、かるすとタクシー運行補助金201万2,000円、美祢国際観光・交

流推進協議会補助金４２２万円であります。観光プロモーション補助金につきましては、広告代理店のノウハウを活用いたしまして、使える秋吉台とテーマとした露出を図るなど、時流の流れに対応した戦略的広告宣伝等を含む観光プロモーションを行っているところであります。かるすとタクシーにつきましては、１，７６２名の利用がございます。秋吉台地域の交通アクセス向上のために重要なツールと考えております。今後とも情報発信や利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

美祢国際観光・交流推進協議会につきましては、外国人観光客の誘致を図り、地域経済の活性化を図ろうと、台湾・韓国での観光プロモーション活動、現地商談会に参加し誘客向上を図ったところでございます。

○委員長（高木法生君） はい、繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） それでは、続きまして１７０、１７１ページをお開きください。５款前年度繰上充用金につきまして、平成２５年度決算により２億７，４７０万９，２１７円を繰上充用をいたしたものでございます。

以上、観光事業特別会計決算について、説明を終わらせていただきます。

○委員長（高木法生君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 決算書の１６５ページ、１２節役務費で先ほど御説明ありました、幹旋手数料が７４１万２，０００円減額というのか、なっています。これは、どういう理由で、これだけ不用になったのか。そもそも過大に計上してたのか、あるいは予定したところが、幹旋お願いねっていつて引き受けてくれなかったのか。なんだかよく分かりませんので、その内容を御説明願いたいと思います。

○委員長（高木法生君） はい、繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） ただいまの坪井委員の御質問にお答えをいたします。まず、予算額につきましてですが、平成２６年度の予算につきましては、経営健全化計画最終年の年ということで、積み残す赤字額の完全解消を果たすある意味、意気込みといたしますか、そういったものを念頭に予算立てをしております。

これに基づきまして、経営健全化計画で定めた秋芳洞等の観光入洞者数を前提に、いまして現実値を落としまして、入洞者数を考慮し、予算立てをしております。その中で、団体観光客の比率と個人観光客の比率におきまして、団体観光客

の比率を斡旋手数料 12%の支払いに換算して組み立てたものでございますが、実際のところ、入洞者数が秋芳洞につきましては48万人ということで大変落ち込みをみせた中で団体観光客も回復に至らず、このような不用額となったところでございます。

以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） なんだかよく意味が分かりませんでした。ようするに斡旋手数料というのは、業者に入洞者を呼んでくださいね、その斡旋をよろしくねっていうお願いをする費用でしょ。それで、これだけ400万も——741万2,000円ですか、もっと簡単になしてこんだけいらなくなったんか、みやすく言ってください。なんか専門的に難しゅう難しゅうに説明されるんじゃないけど、どういうことですかね。分かりやすく、もう一遍お願いいたします。意味が、さっきの説明はよく分かりませんでした。お願いします。

○委員長（高木法生君） はい、繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） ただいまの坪井委員の御質問にお答えをいたします。秋芳洞観光客を見込んだ中で、一定割合の団体観光客の割合を出します。仮にそれが20万人だったといたしましたら、それに基づく斡旋手数料12%の支払額を計算いたして、予算立てをしたところですが、見込んだほどの団体観光客には、お越しをいただけなかったという結論になります。

以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 3回までということで、最後です。ようすれば、これは結果的にお見えになった団体客、それに対して一定の比率かなんか知りませんが、かけて算出した結果的な斡旋手数料と、こういう意味ですか。それとも、あらかじめこんくらいひとつ、団体客誘致しようということで見込んでいたと。それが結局断られてしもうて、実現しなかったというのが、なんかそのところなんです。結果論としてお見えになった団体客のなんか一定の金額か知らんけど、かけたらかなりましたっていう、つまり入洞者が減ればその分だけ減りましたっていう意味なのか、この不用額という意味の本当の中身を説明してもらいたいんですよ。これで3回以上質問できませんので、本当に納得のいくようにもっと易しく言うてくださ

い。お願いします。

○委員長（高木法生君） はい、繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） ただいまの坪井委員の御質問にお答えをいたします。まず、最初に御回答した中に26年度の観光事業特別会計の予算立ての方針ということで、経営健全化計画の赤字の完全解消、当然地方公営企業としまして目標値はそこに置くべきだという予算立てをしております。その中で、それを改修しうる入洞者数を導き出しまして、その中で団体観光客数——この程度ぜひ来ていただいて、それによって赤字回収を果たしたいという目標のもとに予算立てを行いました。幹旋手数料のほうは、結果的に来られた団体客に応じまして、その旅行会社に手数料12%を支払うものでございます。一生懸命、営業努力もしたところでございますけれども、結果的に団体客数も戻りませんで結果的な支払額が減少を——目標値に対しまして減少したということになります。よろしいでしょうか。

以上です。

○委員長（高木法生君） はい、河本委員。

○委員（河本芳久君） 観光収入の減に関わる問題と養鱒場の問題、この2件を質問しますが、分けて、まず第1点の観光収入を少しでも上げようと、健全化のためにも一生懸命努力をされた、その様子は大変よく分かります。特に合併当時には、16億円も、これは美東の観光、それから秋芳の観光、それを合わせて16億。秋芳の場合は14億あまりの資金不足が生じていた。大変こう、これに対する合併当時の批判もありましたし、秋芳町民は大変これは耐え難い合併時における資金不足。この要因は、人件費を50名分を一般会計の分を含めて支出しておりましたので、これが解消されて結果的には人件費が10年経ったら50人から70人の職員の定年退職になる。そういったことを見込んでいろいろの理由もあって資金不足が生じておりましたけれども、現時点で8年あまりで8,000万円、資金不足でここまで短縮されたと、これは大変評価すべきであろうと。

しかし、観光収入が大幅に毎年20年以降減少してきておる。いろいろPR等の対応もしてこられたけれども、なおかつ観光客、いわゆる洞に入って、お金を落とされる、財源となる、観光資源となるお金がどうしてもこうあるべきになってない。そういう面で、どういうふうな原因がこれだけ努力をされてもどういうふうな要因

が秋吉台に——洞に入る人たちが少なくなったか。ひとつは、私、感じるに修学旅行生が大変多かった。毎年同じようなリピーターで行きよると。その修学旅行生が非常に少なくなって、そしてそれが大人になって、もう一回来ようかという、そういうリピーターとしてのお客さんが少なくなったんじゃないだろうか、そのひとつの要因は、修学旅行はなぜかという、宿泊場所がない。かつては三つも四つも宿泊施設がありましたけど、いま1者しかない。そうすると宿泊——来られた方の受け入れ態勢が十分でないと、この辺の改善については、これは行政でとても難しい問題ですが、いろいろ宣伝もしておられますけれども、もっと山口県全体では観光客はどっとふえてきておる。岩国あたりに、萩あたりに、秋吉台について洞について、その打開策としてPRをされておるけど実質は伴ってないという。この辺りについて、いま少しPRなり受け入れ態勢について、どういうふうに考えておられるか。この辺をまずお聞きしたいと思います。

○委員長（高木法生君） はい、綿谷総合観光部次長。

○総合観光部次長（綿谷敦朗君） 河本委員の御質問にお答え申し上げます。修学旅行の秋芳洞入洞につきましては、平成26年度、小・中・高の児童・生徒が3万8,627名、御入洞いただいております。その前年度、25年度は小・中・高校生4万3,372名、4,745名の減ということになってきております。いろいろな動向を見てみますと高校生の伸びは、ある程度確保できているところがありますが、小学校の減少率が止まらないという状況にございます。近隣の関係団体、例えば県関連、山口観光コンベンション、そういったところがいろんな情報を持っておりますので、その方たちと一緒に佐賀県の教育委員会を回ったり、高校生は中部地方からたくさんいらっしゃってます。ここをまた重点的に営業をかけてみたりはしております。そのほか広島県とかのエージェント等——修学旅行を担当するエージェント等に回った際には、一般のツアーの方も同じような意見を言われることが多いんですが、秋芳洞はどうか変わったのかという意見を多々いただくところがございます。変わらないことがいいことですよというお話はするんですけど、なかなか説得力はありません。ただ修学旅行となりますと、そんなに変化とかなくて自然保護とかそういった学術的なところを打ち出していくには、今回日本ジオパーク認定を受けました。この点を前面に出して、観光営業、プロモーションをこれから行なっていくことによって、こちらへの誘導の導線が引かれるのではないかというふうには、

考えております。無論、美祢市単独で動いてもなかなか難しいところがございますので、近隣の関係団体と一緒に動いてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、河本委員。

○委員（河本芳久君） 体験型の観光ルート、そういった面での開発は検討されていますかどうか。いま各観光地に行きますと、体験型のが非常に多くなっていると、そういったもので地元の人との交流を図り、そして農村体験なり、また豊かな自然の中での休息というか、そういった面で、体験型というのが、今後ふえるんじゃないかと。ヨーロッパでもグリーンツーリズムとか、いろいろの旅行形態ございますが、この辺について、体験型の対応についてどういうふうに考えておられるか、お尋ねいたします。

○委員長（高木法生君） はい、綿谷総合観光部次長。

○総合観光部次長（綿谷敦朗君） ただいまの御質問にお答えいたします。体験型のニーズは、高いのは事実でございます。平成26年度末ぐらいから、山口県が体験型旅行誘致の協議会を立ち上げております。当然これ美祢市も参画しておりまして、各地域の体験型ツアーを持ちよって、主要旅行者の意見を聞きながら、これを修学旅行誘致等に売り込んでいこうという活動を今現在しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、河本委員。

○委員（河本芳久君） それじゃあ次に養鱒場に入りますが、この養鱒場の観光客というのですか、この利用者数の推移をこの一覧表で、この報告書の24ページにございますように、年間この施設を利用されている観光客というのが、大体3万人前後。これは、湯本に宿泊される観光者が大型バスに乗り込んで、夕方または朝、湯本から出られたときに入って来られる。そういう一時的な通過型の観光客もかなりおられる。しかし、養鱒場について——あれがあるから大変魅力、養鱒場については、ずっと10年も20年も前から大体4、5百万円は、収支赤字になってきている。これは、県の内海水産試験場の施設を秋芳町が譲り受けて、この養鱒場を経営しておりますが、継続することについていろいろ課題がありましたけれども鱒があるからいろいろお客さんも来る。そしていま養鱒場経営の収入の収支の中心は釣堀にあると。いまこの健全化計画の中にも釣堀を中核にした施設の運営はいかがだろうか

と。こういう提案もなされております。大変、釣堀については一つの検討の余地があると思います。併せて名水百選に選ばれている水が、非常に透明度も高く良い水だと。そして周辺には、観光農園もある。そういった美祢市の北部観光地の一つのスポットとして、今後開発をするために、1点は売店とか食堂とかそういったものがない。何も売ってない。せっかく来られても見学だけでは、もっと有効なそういうことにおいて、売買がなされてお金が落ちるような、また地域の活性化につながるような、この鱒を一つの素材にしてもう少し観光振興を図ることができないだろうか、これがまず鱒を中心にして、そのために施設の面ですが、かつては6店舗ぐらいの販売店舗が、食堂がありました。いま2軒、2軒しかないんです。やはり季節によって観光客の増減がございます。現在の2つの食堂についても夏場だけの営業で、1つは通年やっておられますけれども、受け入れる人数も非常に限られておる。だから、たくさんの100人とか、バスが2台くらい来たときには、受け入れができない。そういう状況にありますので、あそこには駐車場ほか遊具場が置かれていると、広場がございます。その広場の有効な施設の活用。それから、もう少し民間の業者が入れる状況の整備。こういったことで、鱒場を中心とした北部観光振興の方策について、どう考えておられるか、お聞きしたい。

○委員長（高木法生君） はい、繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） ただいまの河本委員の養鱒場に関する御質問につきまして、お答えをいたします。養鱒場の利活用につきましては、これまで河本委員を中心に2度ばかり御質問をいただきまして、その中で若干御説明をしておりますが、平成26年度の決算におきましては、決算書の歳入の159ページを見ていただくと分かりますけれども、まず販売収入につきましては、予算額572万1,000円に対しまして、決算額414万4,940円と減少をいたしております。しかしながら、河本委員も言われましたように鱒釣り収入につきましては、予算額977万5,000円に対しまして、1,049万8,210円と約3年ぶりに1,000万円を超えました。昨年度は、夏場の夏休みにおきまして、雨天が続いたわけですが、それにおいても釣堀事業につきまして1,000万円を超えたところでございます。所管課のほうでも養鱒場につきまして、釣堀事業を基軸としていく考えに間違いは今後ともございません。

それと、店舗のお話がございましたけれども、現在は2店舗が経営をされており

ます。店舗の状況につきましては、さらに店舗の新設等、御要望があったかと思えますけれども、年間の収入等を見る中で、これ以上の店舗の運営展開というのはなかなか厳しいところがあるんじゃないかと考えております。大規模店舗1店ございますけれども、これも営業を11月末で止められているところから見て、年間の観光客数と営業展開の収支を鑑みて、この2店舗が現在の状況ではなかろうかと考えております。

しかしながら、特産品直売所指定管理者が管理をされておりますけれども、こことも協議を行いながら、その品揃えの充実を図っていくとか、食堂においても、新しい鱒の新規メニューを開発して試食会を行なわれるなど、今後の人材育成も含めまして、地域の方が現在一生懸命されております。そのなかで、その指定管理者及び地域と総合観光部によって協議を行いまして、いま御要望がありました広場等の活用も含めまして、今後検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 数点お尋ねいたします。おもてなしってということが盛んに叫ばれました。黒谷支洞を抜けたときのシャトルタクシー等のサービスがあったのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（高木法生君） はい、綿谷総合観光部次長。

○総合観光部次長（綿谷敦朗君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。4月から10月末まで、かるすとタクシーというものを二次交通として運行をしております。これは平日限定ではございますが、秋芳洞をごらんになって黒谷口に抜けられて、そこから展望台経由のバス——秋芳洞観光交流センターへ移動するシャトルバスを……シャトルバスといいますか、ワゴン車タクシーを運行しておるところでございます。土日祝日につきましては、従来からの定期バス、循環バスが走っておりますので、こちらの御利用を願っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） それでは、定期的に走っている……その需要に応じてタクシーがあるわけじゃないということなんでしょうか。なんか不自由を感じられた方がありましたが、どうなんでしょうか。

○委員長（高木法生君） はい、綿谷総合観光部次長。

○総合観光部次長（綿谷敦朗君） これは、時刻——時間で動いているのが、かるとタクシーでございます。その時間にちょうどあえば、利用いただけると思うんですが、そのほかのときには、平日でしたら黒谷口で通常のバス——タクシーが待機しておりますので、タクシーを利用されて下の交流センターまで下りられているという現状ではございます。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 次ですが、ジオガイドを兼ねた観光ガイドをするためのタクシードライバーさんを対象に研修があったような、ないような。研修をされたのでしょうか。そして実際に、それが活かされているのか。ガイドができるよといったステッカーとか何かそういったものがあったのでしょうか。まず、研修をされておられたのかどうかお尋ねします。

○委員長（高木法生君） はい、綿谷総合観光部次長。

○総合観光部次長（綿谷敦朗君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。おもてなしのひとづくり、おもてなし認定事業ということで観光タクシーの運転手の方に対するおもてなし研修を26年度3回行なっております。この中で、主には乗客の方に対する笑顔対応とか、そういったことを主にやってきているところでございます。研修を受けたドライバーの方からの意見も、こういった研修は続けてほしいと。続けていって講習をずっと受けた者には、認定制度か何かあるといいねというご要望をいただいていると聞いております。そこらあたりを今後、認定制度をつくってタクシーに張り出すなんか、認定タクシーとかそういったものの制度化を考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） おもてなしが大事なので、よろしくお願いします。次に、ページの23ページ。報告書の23ページですが、この中に大正洞の入洞者数がありますが——入洞者数が記載されていますが、この中で洞窟探検をされた割合というのは、どのくらいのものなのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（高木法生君） 景清洞じゃないの。はい、繁田観光総務課長。

○観光総務課長（繁田 誠君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。景清洞のうち、景清洞の探検コースに入られた入洞者の割合はどの程度かということなんですけども、現在その歳入の内訳について、詳しい資料を持っておりませんので分かりませんが、この平成27年度、先日終わりました5連休のシルバーウィークの報告がございまして、その報告を見る限り景清洞における探検コースの入洞者割合は、約8割となっておりましたことで御回答とさせていただきます。

以上です。

○委員長（高木法生君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで、暫時10時55分まで休憩をいたします。

午前10時42分休憩

午前10時55分再開

○委員長（高木法生君） 休憩前に続き、委員会を開きます。ここで先ほどの河本委員の質疑の中で、訂正箇所があるようでございますので、発言を許します。はい、河本委員。

○委員（河本芳久君） 宿泊関係で、1者しかないというようなことを言ったような記憶をしておりますので、訂正をさせていただきたいと思います。というのは、台上には数軒ございましたけれど、それらが撤去されまして現在3カ所に宿泊関係の施設があると、こういうふうに私は認識しております。これは3カ所のほうが正確だと思いますので、訂正させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（高木法生君） 次に、先ほどの三好委員の質疑の中で未回答になっている分がございますので、執行部の発言を許します。はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） それでは、委員長のお許しをいただきましたので、先ほどの国民健康保険事業特別会計の中で三好委員からの御質問につきまして、御回答したことにつきまして、一部追加をさせていただければと思います。時効の成立のことがございますが、2年、5年という話がございます。これは、自動的にそ

れになれば時効というわけではございません。これはよく御理解いただければと思います。その中で、この徴収権の時効成立というのは、いろんな時効停止の要件もございますので、それぞれの中で、その後に決まったときということになりますので、一概に2年ならば、すぐ時効になるというものではないことを十分理解していただければと思います。

それと併せまして、延滞金の件ではございますが、延滞金が免除になる場合もあるという発言もいたしました。これにつきましても、簡単ではございません。やはり特別な事情ということであります。普通の納税される方との平等性を図るうえでは、免除する場合でもそれなりに規制がございます。そちらを十分御理解いただければと思ひまして、追加させて、説明させていただきます。

以上です。

○委員長（高木法生君） 次に、環境衛生事業特別会計決算を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、矢田部施設課長。

○施設課長（矢田部繁範君） それでは、議案81号平成26年度美祢市環境衛生事業特別会計の決算認定について御説明申し上げます。決算書は173ページからになります。主要施策成果報告書25ページをお開きください。この事業は秋吉台、秋芳洞の自然の保護と、地域の環境衛生の向上を目的として、昭和48年度から供用開始しております。まず最初に歳出ですが、一番下の欄でございますが環境衛生事業費、平成26年度決算額2,339万9,000円、その下の公債費が109万9,000円で合計2,449万8,000円でございます。主な事業といたしまして、決算書の177ページをお開きください。下から7行目になるんですけど、工事請負費に129万6,000円、これは秋吉にあります、終末処理場の整備で、手すりと溝蓋の改修工事に支出しております。その上、委託料に904万4,000円でございます。

次にその上、歳入でございますが1の使用料、平成26年度決算額628万8,000円、その下、繰入金が1,821万円で合計2,449万8,000円でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（高木法生君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、住宅資金貸付事業特別会計決算を議題といたします。執行部より説明を求めます。福田地域福祉課長。

○地域福祉課長（福田泰嗣君） それでは、議案第82号平成26年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定について御説明をいたします。歳入歳出決算書につきましては、181ページからでございます。それでは、主要施策成果報告書に基づき御説明をいたします。26ページをお開きいただけたらと思います。

始めに、イ歳出から御説明いたします。1住宅資金貸付費は、需用費・役務費等・一般事務費で9万9,000円支出しております。2公債費は、簡易生命保険資金償還金でありまして、償還計画に基づき88万4,000円支出しております。4前年度繰上充用金を2,875万7,000円措置しております。

次に、ア歳入について御説明いたします。1県支出金は、住宅資金事業実施に係る事務費県補助金でありまして、7万4,000円でございます。2諸収入は、償還金を徴収した住宅資金貸付金元利収入で171万6,000円であります。

以上により、住宅資金貸付事業の平成26年度決算は、歳入総額179万円、歳出総額2,974万円で、歳入歳出差引2,795万円の歳入不足を生じました。これは、貸付金の元利未償還によるものであり、このため翌年度の歳入金2,795万円を繰上充用しております。なお、平成26年度末の対象者は、1名が完済されまして、前年度より1名減の8名となっております。

未償還分の徴収につきましては、月末を中心に臨戸訪問、電話催告を随時実施しておりまして、今後も引き続き努力をしてみたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長（高木法生君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、農業集落排水事業特別会計決算を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、矢田部上下水道局施設課長。

○施設課長（矢田部繁範君） それでは、議案83号平成26年度美祢市農業集落

排水事業特別会計の決算の認定について御説明いたします。決算書は187ページでございます。主要施策成果報告書27ページをお開きください。農業集落における農業用水の水質保全、生活環境の改善を目的として、市内4カ所——4地区に、し尿処理と生活排水の汚水を処理する施設を管理しております。

まず始めに歳出から説明いたします。一番下の欄でございますが、農業集落排水事業費、26年度決算額9,108万9,000円、その下2公債費が1億3,236万8,000円でございます。主な歳出といたしまして施設管理費が7,344万円などでございます。

その次に歳入でございますが、上の欄、使用料及び手数料ですが平成26年度決算額4,391万2,000円、3といたしまして繰入金1億7,944万5,000円でございます。歳出の不用額の主なものについて、御説明いたします。決算書の191ページをお開きください。2の施設管理費、11の需用費決算額403万2,000円の不用額でございますが、これは各施設機械装置等の修繕が少なかったためでございます。その下、15工事請負費100万8,000円の不用額でございますが、既存の管路の道路補修費が少なかったためでございます。

説明は以上です。

○委員長（高木法生君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、介護保険事業特別会計決算を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） それでは、議案第84号平成26年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定について御説明します。

歳入歳出決算書につきましては、196ページからになります。説明につきましては、主要施策成果報告書により御説明いたします。28ページをごらんいただきたいと思います。

御承知のとおり、介護保険事業は、3年ごとに改定される介護保険事業計画に沿って運営されており、平成26年度につきましては、第5期介護保険事業計画の最

終年に当たります。歳入歳出決算の状況といたしましては、歳入総額が32億3,583万円、歳出総額が32億1,161万円となり、歳入歳出差引額は2,422万円になりました。

まず、歳出について御説明いたします。(1) 歳入歳出決算の状況の、下の表、イの歳出のほうをごらんいただきたいと思います。まず、区分1の総務費につきましては、8,459万9,000円で、前年度と比較し、944万8,000円、12.6%の増となっております。これは、法改正に伴う介護保険システムの改修費や第6期介護保険事業計画の策定等によるものです。

次に、区分2の保険給付費は、30億3,883万4,000円で、前年度と比較し、6,888万3,000円、2.3%の増となっております。その内訳につきましては、29ページ、下の表(3)給付の状況に記載しております。こちらのほうの、主なものについて御説明いたします。居宅介護サービスについて、対前年比1億1,509万4,000円、8.7%の増となっておりますが、これは、通所介護や短期入所生活介護、また、小規模特別養護老人ホームといった地域密着型の介護サービスの利用者がふえたことによるものです。

また、施設介護サービスが、対前年比5,923万9,000円、4.7%の減となっておりますが、これは、広域型の特別養護老人ホームの一部、20床が地域密着型に移行したことによります。すなわち、施設介護サービスの約6,000万円の部分につきましては、居宅介護サービスの増に影響を与えているということになります。

それでは、28ページの表のほうにお戻りください。歳出の区分3、地域支援事業費につきましては、介護予防事業や地域包括支援センターの運営にかかる経費を支出しておりますが、平成26年度の支出額は7,689万8,000円で、前年度と比較し、237万5,000円、3.2%の増となっております。

続いて、区分4の基金積立金につきましては、1万9,000円で、前年度と比較し、5万1,000円、72.9%の減となっております。区分5の、諸支出金につきましては、超過交付となりました前年度の国庫支出金等の精算に伴う返還金等の支出であり、1,126万円、前年度と比較し、522万1,000円、86.5%の増となっています。

続いて、歳入について御説明いたします。同じページの上のほう、アの歳入の表

をごらんください。歳入の総額につきましては、先ほど申しましたとおり、32億3,583万円で、前年度と比較し、9,919万円、3.2%の増となっております。区分1の保険料につきましては、4億9,071万7,000円で、前年度と比較し894万3,000円、1.9%の増となっています。これは、第1号被保険者数の増加によるものです。また、歳出における保険給付費の増加等により、前年度と比べ、区分4の国庫支出金において1,723万円、2.2%、5の支払基金交付金において1,727万8,000円、2.0%の増となっております。6の県支出金においては、4億6,394万6,000円で、対前年比3,712万9,000円、7.4%の減となっております。区分8の繰入金においては、一般会計や介護給付費準備基金からの繰り入れが増となったことにより、前年度と比較し6,493万3,000円、13.4%の増となっております。また、区分11の市債においては、2,400万円の増となっております。

続きまして、介護保険料の収納状況について御説明いたします。29ページの上の表(2)介護保険料徴収率の状況をごらんください。平成26年度におきましては、現年度分、滞納繰越分合わせて、調定額5億860万8,000円で、これに対する収入済額は4億9,071万7,000円、徴収率は96.5%となりました。不納欠損額は380万円で、収納未済額は1,409万円となっております。保険料の未納者に対しましては、督促状の送付や、個別の納付相談を積極的に行うなど、早目の対応に努め、納付の強化に当たることとしております。

最後に、基金の状況について御説明いたします。歳入歳出決算書の239ページをごらんください。(11)介護給付費準備基金の表になりますが、平成26年度中に、基金の取り崩し等により1,965万6,000円の減となり、26年度末の現在高は6,789万5,000円となっております。

今後とも、保険料の収納率の向上に努めますとともに、要介護認定の適正化、給付の適正化に努め、さらには、介護予防事業を推進し、介護保険事業の安定運営に努めてまいりたいと考えております。

説明については、以上です。

○委員長(高木法生君) 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。はい、三好委員。

○委員(三好睦子君) お尋ねいたします。今回の介護保険は5期の3年目にあたる

決算です。介護保険が利用できる高齢者についてお尋ねしますが、65歳以上の第1号被保険者数を24年、25年、26年とお願いします。それと、要介護認定者数もこの3年間でお願いします。そして給付件数もお尋ねいたします。

○委員長（高木法生君） はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの三好委員からの御質問にお答えいたします。平成24年、平成25年、平成26年の第1号被保険者数、併せて要介護認定者数、給付件数というところでございます。

まず、第1号被保険者数から申し上げます。平成24年度末9,491人、平成25年度末9,643人、平成26年度末9,858人となっております。

続きまして要介護認定者数につきまして、平成24年度においては1,978人、平成25年度においては2,028人、平成26年度においては2,134人となっております。

続いて給付件数でございます。平成24年度の給付件数につきましては、3万9,462件、平成25年度が4万1,311件、平成26年度が4万1,991件という状況になっております。

説明については、以上です。

○委員長（高木法生君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） ありがとうございます。給付件数ですが、これは同じ方が何回もということなんですけど、要介護認定者の方が——全ての方が行かれるわけじゃないと思いますが、どのくらいの割合か分かれば教えてください。

○委員長（高木法生君） はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの三好委員からの御質問でございますが、お聞きになられたことは分かるんですが、そのような数値について、率については、いま手持ちの資料にはございません。それと併せて、その率については介護特会の中でもはじき出してないというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（高木法生君） ほかに質疑はございませんか。はい、秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） お尋ねいたします。29ページで施設介護サービスがさっき説明がちょっと分からんやったんですけど、これは施設へ入所されておられる方の介護サービス、その金額というふうでよろしかったですね。

○委員長（高木法生君） はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの秋枝委員の御質問でございます。29ページの給付の状況の表のところの施設介護サービスの内容についてということでございます。こちらにつきまして、こちらの施設介護サービスの内容につきましては、広域型の特別養護老人ホームとっていただければ結構です。地域密着型にも特別養護老人ホームというものがございます。こちらにつきましては、居宅介護サービスのほうに含まれていると、このようなくくりになっておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（高木法生君） はい、秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 分かりました。その場合は、地域密着型の居宅介護サービス、特養はですね、これは金額分かりますか。

○委員長（高木法生君） はい、河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの質問は、地域密着型の特養の金額ということでございます。済みません、いま確認しておりますが後ほどまたお答えさせていただきますと思います。

○委員長（高木法生君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、後期高齢者医療事業特別会計決算を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） それでは、議案第85号平成26年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について御説明いたします。歳入歳出決算書につきましては220ページからになります。

説明につきましては、平成26年度主要施策成果報告書の30ページをお開きください。後期高齢者医療事業特別会計の平成26年度決算は、歳入総額4億2,284万7,000円、歳出総額4億2,144万4,000円で歳入歳出差引額は140万3,000円となります。

まず、(1)歳入歳出決算の状況、アの歳入をごらんください。1後期高齢者医療保険料2億9,430万3,000円と3繰入金1億2,597万8,000円が

全体の９９．４％を占めております。

１後期高齢者医療保険料は前年度対比２４８万４，０００円の減となりました。３繰入金では、低所得者の保険料軽減のための保険基盤安定負担金の増加により、相当する金額１，３７９万円が前年度よりの増額となっております。歳入総額は４億２，２８４万７，０００円、前年度より１，０９１万４，０００円の増額となっております。

続きまして、イ歳出では、２後期高齢者医療広域連合納付金の４億１，７１９万１，０００円は全体の９９．０％を占め、歳入で説明いたしました保険基盤負担金の増などにより、前年度より１，０２５万４，０００円の増額となっております。

歳出総額は４億２，１４４万４，０００円、前年度より１，０７６万１，０００円の増となっており、歳入歳出の差引は１４０万３，０００円のプラスとなります。これは、平成２７年度へ繰り越し、保険料還付金、後期高齢者広域連合への保険料納付金分となります。

次に（２）後期高齢者医療保険料の収納状況でございます。現年度分調定額２億９，３５０万９，０００円に対しまして、収入額２億９，３４６万２，０００円、収入未済額４万７，０００円で、収納率は９９．９８％、四捨五入いたしまして１００％となります、前年度に比べ０．３ポイントの増となっております。

続きまして、滞納繰越分は調定額１６２万４，０００円に対しまして、収入額８４万１，０００円、不納欠損額は２万２，０００円、収入未済額７６万１，０００円で、収納率は５１．８％、前年度に比べ１４．３ポイントの増となっております。

現年・滞納繰越分を合わせた収納率は９９．７％と前年を０．２ポイント上回っております。滞納整理につきましては、８月の被保険者証更新時に、納入のための相談を行い、また、電話催告や個別訪問を随時行っており、早期の対応に努めているところでございます。

右のページをごらんください。被保険者１人当りの平均保険料は５万４，１９３円、年間平均被保険者数は５，４１６人となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（高木法生君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、本委員会に付託されました、議案第 78 号から、議案第 85 号までの議案 8 件につきまして、全ての説明、質疑が終わりました。

この際、暫時、午後 1 時 30 分まで休憩をいたします。

午前 11 時 25 分休憩

午後 1 時 29 分再開

○委員長（高木法生君） 休憩前に続き、委員会を開きます。

総括審査の前に、これまでの質疑に対する答弁につきまして、執行部より申し出がございましたので、これを許します。はい、細田総務部次長。

○総務部次長（細田清治君） 昨日の西岡委員の御質問にお答えします。固定資産税の償却資産の太陽光発電設備はどのくらいの規模でどのくらいの税額になるのかと、税額の推移の 2 点についての御質問ですが、どのくらいの規模でどのくらいの税額になるのかという御質問は、どのメーカーのパネル等を使用するかで価格が異なりますので、お示しをすることができません。ほかの償却資産同様、取得価格を基礎として評価額を決定し、取得後の経過年数に応じる価値の減少により毎年評価額が下がり償却期間は 17 年でございます。

次に税額の推移ですが、10 キロワット以上の発電設備で経済産業省の認定を受けた場合は、最初の 3 年度分の各年度の課税標準額が 3 分の 2 に軽減されます。

軽減後の税額となりますが、平成 25 年度課税分は 0 です。平成 26 年度課税分は 12 件で 589 万 8,000 円、平成 27 年度課税分は 30 件の 2,338 万 5,000 円となっております。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、三浦市民福祉部長。

○市民福祉部長（三浦洋介君） 同じく、昨日三好委員より、民生費の同和福祉援護資金に係る貸付限度額及び償還期間についての御質問にお答えをいたします。当該貸付につきましては、昭和 38 年 12 月に美祢市同和福祉援護資金貸付条例として規定されたものであり、生活安定資金、修学資金等、11 の貸付事由が設けられており、貸付限度額は住宅資金の 450 万円であります。

次に、償還期間につきましては、短いもので 6 年、長いもので 18 年となっております。

ります。

なお、当該条例は、平成10年3月末をもって廃止しており、現在は、償還事務のみを行っているものでございます。

次に、本日午前中、秋枝委員より御質問のございました介護保険事業特別会計決算において、地域密着型の特養の平成26年度の給付額についてでございますけれども、恐れ入ります、歳入歳出決算書の206、207ページをお開き願えたらと思います。206ページ、2款保険給付費・1項介護サービス等諸費・3目地域密着型介護サービス給付費でございまして、207ページの支出済額4億1,834万5,533円支出しておりますが、このうち、御質問のあった地域密着型の特養の給付費につきましては、2億1,390万円でございます。残りの約2億円につきましては、主に認知症対応型グループホーム、これが主な給付費の内容となっております。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 同じく昨日の山中委員からの御質問にお答えをいたします。労働費の人財・企業育成活性化事業において、就職相談室を利用された980人のうち、就職に至った人は何人おられるかとの御質問であります。

まず、報告書に記載された利用者980人は延べ人数であります。その多くの方は、求人情報の冊子の閲覧者、つまり情報収集が目的の利用者であります。そのうち、延べ人数で217人の方が就職相談のため、御来場いただいております。さらにそのうち、約10名程度の方が就職されたと確認しておりますが、中には、匿名での対応を希望される方もいらっしゃいますことから、正確には把握しきれていない状況にあります。

一方で、報告書51ページ上段にありました青年就職困難者就業支援事業におきましては、就職者の数が20名中6名ということで御説明を昨日いたしましたわけですが、そのようなかたちで把握はできておりますことにつきましては、お一人お一人個別に対応し、その人に合ったカリキュラムで支援を行っているためでございます。

以上です。

○委員長（高木法生君） 山田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山田悦子君） 昨日の教育費の決算審査において、三好委員から就学援助費に関して、就学援助費の交付に対する対象者の認定について、認定基準に生活保護法による保護の基準を用いて算出しているが、生活扶助基準の見直しに伴い、平成25年度に対象者であった世帯が、平成26年度において非該当となった世帯はあるのか。あればその世帯数はどのくらいあるのかの御質問にお答えいたします。

生活扶助基準については、平成25年8月1日から新たな基準に見直されたところではありますが、平成25年2月、これに伴う他制度の影響については、それぞれの趣旨や目的、実態等を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方とする旨の政府の対応方針が示されております。

また、平成26年4月には、厚生労働省から、改めて政府の対応方針の趣旨を理解した上で、各地方自治体において適切に判断するよう通知がありました。

これを受け、当市におきましても、平成25年8月以降も、就学援助制度に影響が出ないよう、平成25年7月までの生活保護費の基準額を適用し、認定事務を行っておりますので、平成25年8月1日からの生活扶助基準の見直しの影響は生じておりません。

加えて、通学費の補助についての質問の中で、義務教育については、無償が原則である旨の発言をされました。

日本国憲法第26条第2項に「すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」と規定されておりますが、この無償の解釈について、保護者に対し子女の普通教育の対価を徴収しないことを定めたものであり、教育提供に対する対価とは授業料を意味するものと認められるから、同条文の無償とは授業料不徴収の意味と解すべきである旨の最高裁の判例が出ております。

また、無償の意味を明確にするため、教育基本法第5条及び学校教育法第6条において、義務教育の無償については、国、地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない旨規定されております。

なお、教科書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律第1条に「義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする」と規定されております。

これらの法律に基づきまして、通常、義務教育における無償の範囲は、授業料及

び教科書と考えております。義務教育において、全てが無償でないことを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（高木法生君） それでは、村田市長が出席されましたので、これから一般会計、特別会計の全決算につきまして、総括的に審査を行います。議案第78号平成26年度美祢市一般会計決算の認定についてから、議案第85号平成26年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定についてまでを一括して審査いたします。

それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 昨日から、決算の審査をやってまいりまして、市長が出席され、総括審査ということになったわけでありますが、私あの、この決算はですね、予算を承認をした後の決算をいかに執行されたかということだろうと思うんですが、私はもう少し視点を変えて、新市ができてからちょうど7回目の決算。いわゆる村田市長が就任されて7年間の財政を総括してみたいと思うんですが、よろしいですか市長。

まずお尋ねしたいのは、平成20年度——いわゆる合併当時、合併当時の年度のいわゆる財政規模なんですが、くしくもですね、26年度の決算とそう変わらないんです。特に歳出総額——これが20年度は160億997万7,000円。26年度の決算が、160億6,078万6,000円ということで、5,000万くらいしか変わらないんです。いわゆる7年前と歳出額がほぼ同じくらいだと、こういうふうに出ておるわけでありまして、そして、市税におきましては、20年度は34億9,296万、26年度も34億4,860万4,000円ですから、これも差額が4,000万ちょっとくらいしかないという。極めて財政的には、似通っておるわけでありまして、後ほど——なぜ私がこれをお尋ねするかというと、後ほど市債とか基金とか、そういうものに話を進めていきたいと思うんで、その前座としてですね、だいたい似通ったような年度であって、しかも人口は2,751人減少しておるわけですね。この事に対して、7年間の市長の財政コントロールをされたうえでの所感といいますか、そういうものをちょっとお尋ねしたいと、こういうふうに思います。

○委員長（高木法生君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 竹岡委員の御質問にお答えをいたしたいと思います。非常に
ある意味、合併時から本日に至るまでという話であろうと思います。今の質問をお
うかがいしておりますと合併時の財政規模と現在の財政規模がそう違わないよと、
その所感といいますか、そこに至るまでの、この7カ年の歩みといいますか、ど
ういうふうにとらまえておるかということの御質問だったんだろうというふうにし
います。よろしいですか。

竹岡委員——合併前の合併協議会の中での主要な委員でもいらっしゃいました
し、また、ここに私も持っておりますけれども、新市の総合計画を策定をしたとき
——10年計画ですけれども、これを——私の諮問機関ですね、いろいろ御検討賜
った時の会長をしていただいた。そして後期計画の——総合計画……できたばっか
りですけれども、この諮問機関の会長をしていただいたということで、ある意味
非常に美祢市政、財政に精通をしておられるということを私は思っております。

振り返ってみればですね、平成20年に旧1市2町合併いたしまして、今申し上げ
たように合併協議の段階で、新市の基本計画というものを立てましたけれども、
合併後3年間は、赤字から出発せざるを得ないというほどの厳しい財政状況から入
ったわけであります。わたくしも初代の市長といたしまして、そのことを十二分に
承知をしたうえで市長を立候補いたしまして、市民の方々の負託を得て、この市長
職を務めるようになったわけですが、大きな覚悟を持って出発をいたしました。
そして、平成20年ですね、合併した年がですね。そしてようやく荒海に乘
り出したなと思いましたが、平成20年というのが確か、リーマンショック
があった年だと思います。アメリカの大手の投資金融機関であります、リーマンブ
ラザーズが破綻いたしまして、これは世界に電波をしたして、大変な実態経済——
—世界の实態経済に大きなマイナス、負の打撃を与えました。ですから、それでな
くてもこの美祢市というのはですね、新生美祢市が厳しい船出にあったうえに、世
界的なこの金融情勢、経済情勢が沈みこんでしまったということになりまして、市
民の方々の前、議会では、私そういう顔を見せてませんでしたけれども、実は背中
に冷や汗が流れておりました。どうしてこのそれでなくても厳しい、この船をです
ね、どういう形で荒海の中の台風を乗り切っていくかということで、覚悟を——
初めに市長にならせていただく時も覚悟を決めましたけれども、さらにその上に大
きな覚悟が必要だったと認識しております。

しかしながら、私も財政を長いこと経験しておりましたから、財政をどういうふうに健全堅調に持っていくかという方法については、ある程度分かっておりますし、市のスタッフも一生懸命やってくれました。また議会、市民の方々の御理解もありまして、安全・安心の中ですね、例えば、ミニバスなんかにつきましても、市内一円に買い物難民、病院に通われる難民の方……難民という言葉を使うとちょっと語弊があるかもしれませんが、通いづらい、行きづらいという方々ですね、ちょうど毛細血管のように市では順次、行き渡らせておりますし、また今MYTで流していただいておりますけれども、情報格差が生じてはいけないということで、秋芳地域が完全に穴が空いておりましたから、そこに旧美祢地域、それから美東地域同様に同じ情報をお流しするようというので、大変大きなお金もかけました。また、美東の十文字原につきましても合併をして、国からの指導によって、これを公社から市本体のほうでどうにかしなさいと、全国に発せられまして、調べましたら、実は評価残が12億円ぐらいだったということで、事実的には700万位の価値しかないということで、確かあの時、12億円——14億円でしたかね、確か12億円くらい三セク債の金を借りたと思います。それに対応ような覚えがあるんですが、なにより一番大きかったのが2つの市立病院を、本当に厳しい状況でしたけれども一般会計がそれを支えるというかたちで、この大きなものをどうにかやってこれました。これからも続けていく必要があると思っておりますけれども、財政規模が変わらないというふうにおっしゃいましたかね。人口が減ってくるということは、税収も当然減ってくるのは目に見えてますし、交付税も減ってまいります。そういうふうな中で——後ほど質問いただけるという話ですが、貯金にあたりますね、市の。基金についても頑張ってふやしていておりますし、借金についても三セク債を借りたと、大きな行為がありましたけれども、着実に一時的にその時にふえましたけれどもね借金の価格は。またどんどん減らしていってます。ですから今のところ今後、地方交付税が大きくことしから減ってまいりますけれども、さらなるこの試練に向けて、やっていくだけの体力は維持してきておると、私は思っております。数的に申し上げますと、よろしいですか。ちょっと手元に資料が若干ありますので、この決算でも出たと思っておりますけれども、財政力指数につきましても、平成20年に比べましたら、今いい数値が出ておるというふうに認識いたしております。ちょっといま手元に……ありましたね、財政力指数につきましても、平成20年が3

カ年平均で0.367、平成26年度が0.373ですから、強くなってますね、財政力が強まったということです。合併時よりですね。それから、実質公債費比率ですね、標準の財政規模を分母にして、基本的にはですよ、元利償還金とそれから利子をどの程度それで賄っておるかというかたちですが、これが20年度が17.3、3カ年平均がですが、これが26年度に15.1ですから2.2ポイント大きく改善されてます。なによりも大きいのはですね、将来負担比率、将来に向かってどれほどの力を持っているかということなんですね、借金等について。これが20年度が149.7という大変大きな数字だったです。これが350を超えると早期健全化基準を超えてしまいますので大変なことになりますけれども、これが今78.2というポイントまで下がりました。ですから半分以下になったと、半分以下になったということは、倍以上力がついておるということです、借金を返す力がですね。ですから、あらゆる意味で言って、今のところこの7カ年は頑張っただけじゃないかというふうに、私は認識いたしております。これからがまた踏ん張りどころという認識もあります。

以上です。

○委員長（高木法生君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ありがとうございます。財政規模は、ほとんど変わらないけど——歳出総額は変わらないけど、中身が変わってるよと、こういう話なんですね。私もそのとおりだと思うんですね。将来負担含めても資金不足の関係もですね7年間で努力されまして、随分と改善されました。そこでですね、ここからが私は本題なんです、ちょっと触れられたんですが、まずお尋ねしたいのが、市債もそんなに大きく変わってないんですが、中身がすごく変わってるんですね。たしか180億くらいですか、平成20年も180億台なんですね。それから26年度も188億、非常に数字は似通ってるんですが、中身を見させていただきますと、普通債がふえて——いや、どんと減ってますね、それからいわゆる災害復旧債、それから、その他というのがいろいろあるんですが、補填財源がほとんどなんですが、人事財政対策債とかあります。これらも中身は——いや、総額はいま188億、ほとんど変わりませんが、中身が変わってるんでこの辺をお互いが理解を深めたいと思うんですが、それぞれ交付税措置で、どれくらいの負担が実際には変わってくるのかと、将来的にも含めてですね、その辺も御説明願いたいと思いますし、

もう1点は、基金が……今回は何ページですか基金は、載ってますよね。説明……
いわゆる、これは監査意見のほうですか。基金も3月31日末を3末で計上されて
おりますんで、いわゆる出納閉鎖後、どう変更しているのか。あんまり変わってな
いんならこのまま議論続けてもいいと思うんですが、もし変わってれば、私の今か
ら申し上げる議論がおかしくなっちゃうんで、まず最初に基金残高が3末と出納閉
鎖後、どうなっておるのかということをお尋ねをしたいと思います。

○委員長（高木法生君） はい、竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） ただいまの竹岡委員さんの御質問にお答えしたいと思います。
委員さんお話のとおり決算書のほうでは、基金の3月末の数字をあげてお
りますが、それから後に出納閉鎖期間までに平成26年度につきましても積立てを
行なっておりまして、主なものは、ゆたかなまちづくり基金でありますとか、減債
基金等ありますが、出納閉鎖後に3億6,355万8,000円ほど積んでおり
ます。ですから、3末の資料に3億6,355万8,000円を加えたものが5月
末の基金残高になります。総額につきましては、57億625万7,000円とな
ったところでございます。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 3億なんぼ積み足して、57億と今おっしゃったんですが、
違うんじゃないかいね。これに3億——いま基金が56億6,800、3億いくら
積み足したとおっしゃったら、59億台になりやしませんかいね。57億とは何の
数字じゃろうか。ちょっともう一回、済みません課長。

○委員長（高木法生君） 竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） もう一回、御説明いたしたいと思います。主要施策成果
報告書の15ページに3月末の基金残高ということで出しておりますが、一番右隅
の26年度末現在高、こちらに先ほど申しました額を合計いたしまして、57億6
25万7,000円となるようになります。

以上です。

○委員長（高木法生君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 分かりました。私は、監査意見書のほうを見ておりまして、
監査意見書の中では、35ページに56億6,800と、こう書いてありましたん

で、若干数字違うんで、あれと思いましたが53億4,200、まあそれにですね、それに積み足されたということですから、減ったわけじゃなくて5月末をもってふえとるわけですから、このまま議論続けたいと思うんです。

当初、最初に質問申し上げました、いわゆる……どういったらいいですか、三通りあると思いますね、退職債は別としましてね、また退職債のことは、あとからお聞きしますけど、いわゆる退職債は、もう7億くらいしかないというのが現状だろうと思うんですけど。ちょっと待ってくださいね、私が見ている……違うんですか——それとですね、いまの基金がふえてるということですから、併せてお尋ねをしたいと思うのは、いわゆる市債の残高が同じ188億台、ところが中身が相当違うんですね。この辺でおそらく将来的に非常に有利な資金を使われて有利になるんだろうと、こういう理解なんですけど、その辺をまた御説明をお願いしたいと思います。

○委員長（高木法生君） はい、竹内財政課長。

○財政課長（竹内正夫君） それでは、ただいまの竹岡委員の御質問にお答えしたいと思います。起債の償還の中身が何ら変わってきているのではないかという御質問だったと思いますが、内容といたしましては、全体といたしまして普通債の割合が減って、交付税の算入率が高い災害の関係でありますとか、臨時財政対策債、そちらのほうの割合が高くなっております。これがどういうことかと申しますと、当市にとりまして、交付税算入率の高い、市にとって有利な起債の割合がふえてるところになっておりまして、財政状況が好転していると考えております。

以上です。

○委員長（高木法生君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 私が申し上げたいのは、もう少し分かりやすく説明していただきたいんです。例えば、同じ普通債をとってみましても、普通債が100億くらいと。大まかに見て災害復旧債が5億、それからその他が76億、でも臨時財政対策債がその中でも67億あるとかですね。例えば、この中でいまおっしゃったように、後々、交付税処置で100%戻るのか、あるいは95なのか80なのか、それぞれ正確によって違うだろうと思うんですね。ですから、その辺をもう少し分かりやすい説明していただきたいと思うんです。これ私が独自にやってるのは、例えばその他の退職債以外は、相当高い比率で返ってくる。それから、災害債も同じです

ね。普通債が同じ１８８億の中でも１００億しかないんです。ここの違いなんですね、市長せっかく７年間、努力されて有利な……できるだけ有利な資金を使うと、前々から言っておられて、その成果が分かんね、これだけじゃ。だから説明をしてくださいというお願いをしているわけです。

○委員長（高木法生君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） あの、竹岡委員。竹内課長はですね、いまスペシャリスト中のスペシャリストですから、非常に詳しい説明をしますんでなかなかカメラを通してお聞きの市民の方々、理解しづらいと思いますんで、わたくしは市長として、もっと大きな枠でお話をしたいと思います。いま、普通債という言葉を使われましたけれども、普通債——全体いろいろなものがあるんですけども、大まか、大まかでいいですか、大まかで言えば約５割。もうちょっと細かく言えば４９．５％程度が後々交付税で充填されるということです。それに対して、この災害に係る災害債ですね、これについては、約８８％が交付税で認められるということです。いまの交付税が減ってきている代わりに借金しなさいよという臨財債ですね、これについてはもちろんのこと、後々交付税として市に入ってくるということになりますんで、大きく言えば３つに分かれておるということで御理解賜りたいと思います。

いま市の考え方として——私の考え方として、市にとって財政的に有利なものに振り替えていく、そして普通債で自前のお金をすり込まなくちゃいけないものについては、なるべく圧縮をかけて減らしていくという考え方で、大きく舵を切って動いておるということを御理解賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（高木法生君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） いま市長の説明は分かりやすくいいですね。私が申し上げてるのは、アバウトでいいから、早よう言や普通債なら約５０％くらいが１００億ということになると、将来的に市の負担が５０億で済むと。それから、退職債を除いたその他の分は、ほぼ１００％交付税で来るということになればですね、災害債８８と、そうすると市の負担が同じ１８８億でも、２０年度の時とは随分、将来負担が低くなってますよと、こういう説明がいただきたかったんですが、課長間違いないね。私もそうだろうとは思ったんですが、嘘を言うて展開したらまずいんで、確認をしてからにしたいと思ひよったんです。そこでですね、市長にお答えをお聞

きしようと思ったら、もう市長が言われたんですが、実は、この中で退職債が7億ぐらい残っておりますよね。これも1億3,000万ぐらい償還されてますからあれですが、まあ約——20年度の時と26年度の時、人件費を比較しますと6億以上の人件費削減をやっておられるんです。これは非常に新市になってから、この辺にも力を入れるということで、人件費の削減をやらせまして6億ちょっとということになりますと、いま退職債の7億ですから、ほぼ1年で返せるような状態にまでされたんですね。そこで将来もう少し、このままで推移するのか、あるいは民間にアウトソーシングできることはしていってでも若干でも人件費削減をやりながら御理解図られるお考えがあるかどうか、決算には、ちょっと馴染まないかもしれませんが、関連としてお聞きしたいと思います。

○委員長（高木法生君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） さすが竹岡委員、一番肝のことをお伺いになったなというふう考えてます。というのはですね、いまの人件費に係ることについては、非常に大きなことを含んでるんですね。先ほど冒頭で申し上げましたけれども、合併に係る交付税の特例措置が昨年度をもっともう切れてしまいました。100%ですね。この後ことしから平成31年までかけて段階的に減っていったって、平成32年からまったくその効果がないということで、年間交付税が10億程度、いまよりもまだ減るということですね。非常に厳しい財政運営を強いられるということで、どなたが市長をやられても、これはもう血の汗をかかざるを得ないと私は認識をしております。ですから、財政が分からない人間が、これをやってしまいますと、とんでもないことが起こるということで認識してますし、またそれに併せて、扶助費ですね、福祉にかかるお金が、もう右肩上がりで、どんどんふえていってます。これも私は常に10年先を見越して政策、施策を打って事業を打ってますんで、平成26年度を考えて10年後といえ、平成36年度になると思います。そのことで考えていったときに、いまの交付税につきましては、平成20年と比べて18億近く減るんですよ。1年間ですよ、たった1年間に毎年ですから10年間で200億入ってくる金が減るということですね、それから以降は。ですから大変な時代がくるということですね。それと併せて、また出ていくほうの金で言えば、いまの扶助費につきましては平成20年をベースにして考えた時には、これもふえていきます。8億程度ふえてます——ふえます、これからまだ。ですから、大変な時代。それに併せて何

を削っていくかということですよね、入ってくる金は、人口がこのままうなぎ上りに上がっていけば、市税はふえますけど、そういう時代ではない。もう一方の柱である、普通交付税が右肩下がりである時代ですから、何をもってやるかとしたときに人件費は圧縮せざるを得ないんですよ。なおかつ市民の方に対するサービスを落とさずに、そして市民の方がこれから生きていくうえにおいて希望を失われないように、またなにより、その先に若い方々がこの美祢市にお住まいになりたいというくらいの熱い思いをもっていただける状態にしておかなくちゃいけません。ですから、もう美祢市というのは、財政破綻が目の前に来ておるよということを市民の方々が感じてしまいましたら、もう美祢市の未来はないと私は思っております。ですから、そうならないように今の人件費につきましても、よく調べておられるなと思いました。20年に比べて6億5,000万円くらい、いま減らしています。1年間ですよ、1年間に6億5,000万円くらい減らしていますけれども、さらにまだ圧縮をかけていきたいと思います。平成20年ベースで考えた時には——平成20年とあと36年はですね、対比させた時に11億程度は減らしたい。ですから年間にですね。ですから、10年間で110億程度は減らしたい。もっと減らせるものであれば、圧縮したいですけれども、それでなくてもいま、国、県のやっておられた仕事が基礎自治体にみなお返しすると、国と地方は平等ですよっていうかたちで、いろいろな権限、それから権能、そして仕事が市のほうに来てます。それに併せて、普通であれば人をふやして対応するはずなんですけれども、美祢市の場合は人を減らしていつてます。総人件費は下げていつてます。ですから一人当たりの仕事の負荷、量はふえてますけれども、いま、市の職員は自分たちの使命感によって一生懸命仕事をしてもらってます。ですから、本当によく三好委員がもっと休みを与えてくれというふうなことおっしゃる、給料も上げてほしいということをおっしゃりますけれども、なかなかそれは難しい時代になりました。でも、不平不満を言わずに一生懸命頑張ってくれてますんで、今後も出来る限り人件費は、さらに圧縮したいと。私の目標は、先ほど申し上げたとおり平成36年、平成26年を基準としたときの10年後ですね、いつも私が申し上げるように、10年先を考えて仕事をしないと破綻をしますよということを申し上げます。ですから、合併直後に議会でこれをやってほしい、これをやってほしいということを随分言われてきましたけれども、いやコストパフォーマンス、対費用効果を考えなくちゃだめです

よと、みなやっていったら財政破綻しますよと申し上げてやってきました。ですから、市長はケチだとか、してくれないということは、随分聞きましたけれども、もしそのときそれをやっておったら、いまの美祢市はないというふうに御理解を賜りたいと思います。同じようにこれから先も未来に対して希望が持てるようにきちっと財政運営をしていきたいというふうに思ってます。

以上です。

○委員長（高木法生君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ありがとうございます。次に、これはまた逆に職員の皆さんが一生懸命やられて、驚いたんですが、当然、その税収の収入未済額、これは、きのうも委員会の中で減免しろ、まけろとかいろんな意見はあるんですが、私はまた別の考え方を持ってるんですね。それぞれの税金というのは、所得に応じ……いわゆる応能といいますか、そうしたもので差がそれぞれあるわけですね。それによってできるだけ税の公平さを図ろうということだろうと思うんですが、中でもですね、収入未済額が、20年度は確か全部で5億じゃったかな……未済額は5億以上ですね、20年度は。それが今回は3億台まで落ちてたと思います。ちょっと細かい数字がいま見ないと分かりませんが、いずれにしても20年度の時は5億5,000万です。それがいま3億9,000万ということで、すごく改善をされておるんです。当然その間、いわゆる時効とか時効中断するとか、それぞれの回収のマニュアルをきちんとされて取り組まれた結果だろうと思うんです。税収だけをみましても、相当の回収率なんですね。当時は2億7,300万、いま1億6,800万ですから、ものすごく本気で回収され、あるいは整備をされたというふうに受け止めます。しかしながら、国保も10ポイントぐらい改善されておるんですけれども、当時2億、それから26年度が1億6,800万ということですから、10ポイントぐらい改善をされておるということは、それぞれの担当課も努力をされ、市民の皆さんも理解をされたんだろうと思うんですが、私は、何が申し上げたいかということ国保はいわゆる税収の7.8%ぐらいが未済額という状態なんですね。それが26年度になりますと今度は4.9、約5%ぐらい。税収そのものの——税収の5%ぐらいしか未済額はないんですが、国保だけは、実に26年度でも26.5%、4分の1が未済額の状態なんですね。これを将来、このままで置くのか、あるいはですね、きょう午前中もあったと思います。なんとかしろとかいう話が出たんですが、

当然、徴収する金額に当然、応益応能という分け方があるかと思いますが、それぞれのそうした差をつけながら負荷してるわけですから、当然払っていただけなくちゃいけない。その辺の市民の認識も含めて、今後これの改善をどのようにお考えなっているか、お尋ねして終わりたいと思います。

○委員長（高木法生君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） この件につきましても、担当課長なり部長が話しますと、非常に専門的な話をしますので、私が市長として大きな話でいきたいと思います。いまおっしゃいました、国保税のことを中心におっしゃいましたけれども、国保に入っておられる方は自営業者の方とかですね、会社を退職されておられるということで、ある意味、会社勤めの方に比べ安定的に入ってくるお金が非常に少ない方が多いんですよ。私自身もかつて国保の担当をやっておった時代はありました。国保税を徴収すると、いただくというのは非常にある意味苦しいことがあります。暮れの大みそから正月の人が居られるときに滞納して居られるお宅にお伺いして、どうかお支払い願えないだろうかということも随分いたしました。小さいお子さんがおられてね、まともに正月が迎えられないような状態でも、払いたいけど払えないという方もいらっしゃいました。ですから、私は国保に入っておられる方々の実態はよくわかってます。

一方では、税というのは平等でなくてはいけません。ですからちゃんと応分の負担をお願いをして、それをもって成り立ってますから、国保そのものは助け合いの保険なんですよ。人は助け合いですよと言ったら、違います保険ですよとおっしゃいましたけれども、これはやはり助け合いの保険なんです。お互いがお金を出し合って、できる範囲で。それでもどうしようもないという方もいらっしゃいます。それと、ある日突然いらっしゃられなくなって、住民票だけはあって国保に入ったままだけれども実は美祢市にお住まいになっておられないという方もいらっしゃいます。ですから、その辺につきましても今後それを全部滞納分として残すということについて、私はいかがかなという思いがあります。ですからちゃんと各セクションセクションは、マニュアルはきちんとして、そしてこういうケースについては、ここで不納欠損で落とすと。この欠損は法に基づいてやりますから、それをきっちりやると。時効の中断にしろ停止にしろ、それを間違えますと大きな法的な瑕疵を生じますから、それをちゃんと踏まえたうえで、こういうケースについてはこうい

うことを適応させていくといことをマニュアルを市全体を一本化をして、それでやっていく。これは税だけに限らず、例えば住宅使用料とかあらゆるものが関係してくると思いますから、それで今後はさらにいまでも収納率のことをおっしゃっていただきましたけれども、各部署は一生懸命頑張っております。さらにその上によその市に負けないようなきっちりしたマニュアルを確立してですね、市民の皆様方にですね、あそこから税金取っちゃるけど、ここからは取ってないというような不信感を抱かせないようにやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（高木法生君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ありがとうございます。声が出んで、聞き苦しかったと思いますが、ようするに平成20年度から、大体財政規模があまり変わらないが中身が随分と変わってきたと。しかも貯金——家庭における貯金が、25億以上ふえた。これが市長が言われた将来に備えての基金だろうと思うんですね。それが57億何ぼという話がありましたが、それぐらい蓄えることができた。しかも、市債のほうは、将来負担が少ない基金に変えていかれたということで、市長をはじめ収納率も含めて頑張っておられたということで、その辺については高く評価をしながら丁寧にお答えいただいたことに感謝をして終わりたいと思います。

以上です。

○委員長（高木法生君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 質疑なしと認め質疑を終わります。

それでは、これより各議案に対して御意見を伺った後に採決したいと思います。

まず、議案第78号平成26年度美祢市一般会計決算の認定についてに対する、御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） この決算には、反対をいたします。賛成できる事業もありますが、合併をして7年目、使用料や利用料など違いがあるのも事実です。サービスは高く、負担は低くのカッチフレーズの合併でした。1市2町の一体感を望んでおります。そうしたことがこの決算には、ちょっといまアベノミクスの経済効果もあまり地域まで来ずに負担ばかり多くて、収入は所得が少なくなっている。生産者米価にしても下落して、ほんとに苦しい生活の中にあります。そういったことを考

えてみますと、この決算のなかには市民の暮らしを守るっていうことが、なんて言うんですかね……苦しい生活の中でありますので、この決算についてもう少し、住民サイド——市民サイドであった決算であってほしいと思います。

以上です。

○委員長（高木法生君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） あの、決算審査委員会ですよ。予算の時にこうしてほしい、ああしてほしいというなら分かるんですが、われわれは議会で予算を承認して、そしてそれを執行されてですから、ちょっといまの反対意見というのは馴染まんような気がするんですが。委員長どうお考えなんですかね。

○委員長（高木法生君） 三好委員。いま決算のことでの御意見ですけど、内容的になんか具体的におっしゃることがあったら、それを——内容を示してください。どういったことでということで、予算ではないんで。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 例えば小さなことですが、使用料、利用料も違います。それから、負担が重くなってます。それから、なんて言うんですかね、市民が本当に大変苦しい状況におかれております。

○委員長（高木法生君） どういったことで市民が苦しい立場にあるんですか。

○委員（三好睦子君） それは特会でも申し上げますが、あのきょう持ってきてないんですけど、市民税、市民税が段々少なくなってます。それっていうのは、収入が少なくなって米価も下がっておりますし、それから仕事も少なくなると収入が減ってきてるのが、市民税の税額が減ってるところにも表れていると思います。

○委員長（高木法生君） 市民税が下がっているということで、決算とどういったつながりがあるんでしょうか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 市民の生活が苦しくなっているということです。

○委員長（高木法生君） もう少し、つじつまが合う反対というか、できませんかね。ちょっと反対の意見としては、ちょっと弱いんですけど。

暫時休憩といたします。

午後2時24分休憩

午後2時44分再開

○委員長（高木法生君） 休憩前に続き、委員会を開きます。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） この決算に反対をいたします。児童福祉施設費の不用額が1,900万あるなど、これらに見られるように福祉全体の予算が、適切に執行されていないのでこの決算に反対をいたします。

○委員長（高木法生君） ほかに御意見ございませんか。それでは、これより第71号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（高木法生君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第79号平成26年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定についてに対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） この国保会計に反対をいたします。国保世帯は、この所得に対する国保税の占める割合が多くて。実際は本当に生活を圧迫しています。先ほど御意見もありましたが、国保はれっきとした社会保障制度なのです。助け合いではありません。そのことを述べて、国保世帯を苦しめている国保税——この会計——この国保は、命と健康を守る制度になるように求めて意見とします。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。

それでは、これより議案第79号を採決いたします。本案について、原案のとおり、認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（高木法生君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第80号平成26年度美祢市観光事業特別会計決算の認定についてに対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） それでは、これより議案第80号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 全員異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第 8 1 号平成 2 6 年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定についてに対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） それでは、これより議案第 8 1 号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 全員異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第 8 2 号平成 2 6 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定についてに対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） それでは、これより議案第 8 2 号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 全員異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第 8 3 号平成 2 6 年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の認定についてに対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） それでは、これより議案第 8 3 号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 全員異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第 8 4 号平成 2 6 年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定についてに対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） この介護保険事業特別会計決算に反対いたします。介護の利用料がいくら払えるかで受けられる介護サービスの内容が決まる状況です。要介護認定者であっても利用が受けられてないという、介護保険あって介護なしの状況なので改善を求めます。改善を求めて意見といたします。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。それでは、これより議案第８４号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（高木法生君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第８５号平成２６年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定についてに対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） この後期高齢者医療制度は、７５歳以上の方がそれまで加入していた健保や国保などの公的医療保険を強制的に脱退させられて、別枠のこの制度に追い込まれています。年齢で区別、差別をする高齢者いじめの医療の仕組みに反対いたします。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） いまの反対討論は、この仕組みについて反対しますでしょ。会計じゃないんですよ。いいですか委員長。

○委員長（高木法生君） 三好委員、これは決算ですから。御意見ございますか。どうぞ、三好委員。

○委員（三好睦子君） この制度はですね、長生きしている人たちの暮らしを脅かすこの制度は廃止をして、以前の老人保健制度に戻すべきだと意見を述べます。

○委員長（高木法生君） 制度の問題なんですけど、決算と関係があるでしょうか。ほかに御意見ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） それでは、これより議案第８５号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（高木法生君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上で、本委員会に付託されました議案８件につきまして、全て審査を終了いたしました。

それでは、その他、委員の皆さんから何かございましたら、御発言をお願いいた

します。

それでは、委員の皆さんには2日間にわたり御審査をいただき誠にありがとうございました。また、執行部の皆さん、大変お疲れ様でございました。これにて、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 2時51分 閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年 9月25日

決算審査特別委員長

高木 法生